

西予市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品募集要領

1 目的

ふるさと納税により本市へ寄附をされた方（以下「寄附者」という。）への感謝の気持ちを伝えるとともに、本市の魅力発信、地元特産品等のPR及び販売促進、産業振興、地域経済の活性化を図るため、寄附者に贈呈する返礼品を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を募集することを目的とする。

2 提供事業者の応募要件

次に掲げる各号すべてに該当するものとする。

- (1) 本要領第5条の要件を満たす商品等を扱うもの。ただし農産物部門においては、認定農業者又は認定新規就農者に限る。
- (2) 市税を滞納していないもの。
- (3) 事業主又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないもの。
- (4) 事業者名・返礼品名・写真及び画像・PRコメント等を西予市ふるさと納税ポータルサイトや西予市ホームページ、パンフレット等に掲載することに同意できるもの。
- (5) 本事業の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができるもの。

3 提供事業者の登録申請

(1) 提供事業者として登録を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

- ① 西予市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ その他添付書類
 - ・ 申請者の概要資料（定款の写し、認定農業者認定書又は認定新規就農者認定書の写し）
 - ・ 決算書又は確定申告書の写し

4 提供事業者の認定通知

前条に規定する申請について、適当と認められた事業者には西予

市ふるさと納税返礼品提供事業者認定通知書（様式第3号）により通知する。

5 返礼品の応募要件

次に掲げる各号すべてに該当するものとする。

- (1) 本市のPRや産業振興、地域経済の活性化等に資する商品やサービスであること。
- (2) 「本市内で生産、製造をしている商品」、「本市内産の原材料を使用している商品」又は「本市内で提供されているサービス」のいずれかに該当する商品又はサービスであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が可能であること。
ただし、期間限定及び数量限定については可とする。
- (4) 食料品については、配送期間等を考慮のうえ、適切な賞味期限又は消費期限が保証されていること。
- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等関係法令を遵守し、法律違反していない特産品又はサービスであること。

6 返礼品の価格

返礼品として申請する商品等の価格は、商品代に箱・梱包代・消費税を含めた価格とし、返礼品の送料は市が負担するものとする。

また、返礼品の価格に応じて、市が寄附金額を設定する。

7 返礼品の登録申請

提供事業者は、返礼品として登録を希望する商品等について、次の書類を提出すること。

- (1) 西予市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第4号）
- (2) 写真データ（横向き・複数枚）

8 返礼品の認定通知

前条に規定される申請について、適当と認められたものには西予市ふるさと納税返礼品認定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

9 返礼品の変更及び終了の報告

取扱返礼品の規格を変更するとき及び提供を終了するときは、西

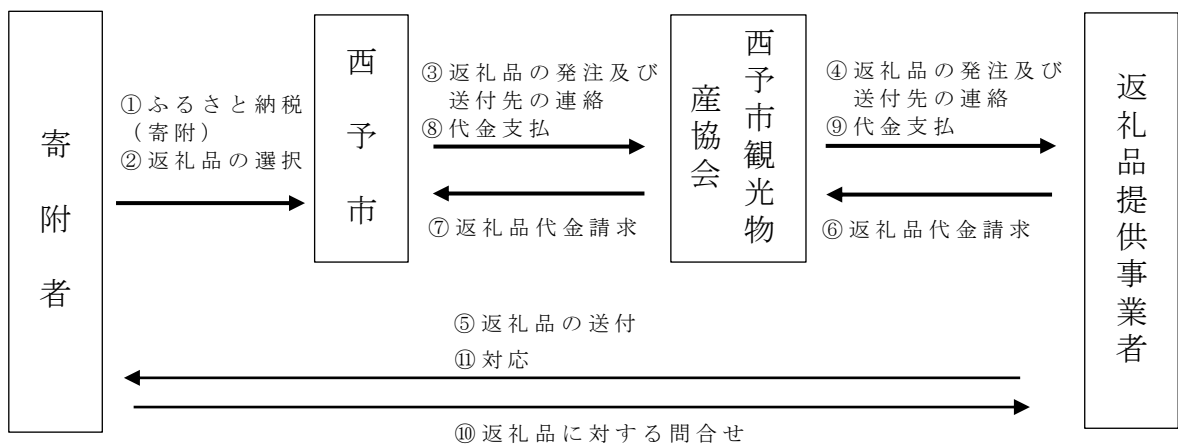
予市ふるさと納税返礼品内容変更届（様式6号）により市に報告すること。

10 返礼品の取扱について

提供事業者は、返礼品の取扱にあたり、下記の内容に留意すること。

- (1) 受注情報に基づき、寄附者へ返礼品の発送を速やかに行うこと。
- (2) 必要に応じて返礼品発送の時期等を寄附者（配送先）と確認・調整し、確実に返礼品が届くよう配慮すること。
- (3) 一般社団法人西予市観光物産協会と連携し、在庫等の確認を適宜行うこと。
- (4) 返礼品に対する苦情や事故があった場合は、責任と誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに一般社団法人西予市観光物産協会へ報告を行うこと。
- (5) 本業務に係る寄附者の個人情報については、西予市個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項（別紙）を遵守し、適切に管理すること。

11 業務フロー



12 申請書類提出先

西予市産業部経済振興課

〒797-8501

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 西予市役所本庁舎2階

電話：0894-62-6408（直通）

FAX：0894-62-6564

メールアドレス：furusatonozei@city.seiyo.ehime.jp